

徳島県告示第五百七十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支 援 の 種 類	
株式会社A―O	兵庫県神戸市中央区元町通三丁目九番四号	デイサービス にこにこ苑	小松島市金磯町二一番一〇〇号	放課後等デイサービス	令和五年九月一日